

江府町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成 19 年法律第 52 号。以下「法」という。)第 28 条第1項の規定に基づく特定居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第 28 条第 1 項の規定による支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特定居住支援法人指定(更新)申請書(様式第 1 号)を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第 29 条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定等)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第 8 条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 未成年者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - ⑤ 暴力団員等
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 28 条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行する

ために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

3 町長は、申請者を支援法人として指定した場合は、特定居住支援法人指定書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

4 前項各号の規定は、指定の更新についても準用する。

(名称等の変更)

第4条 支援法人は、法第28条第3項の規定による変更又はその業務の内容を変更しようとするときは、名称等又は業務変更届出書(様式第3号)を町長に行うものとする。

(業務の廃止)

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第4号)により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第28条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第6条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

(改善命令)

第7条 町長は、法第30条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 町長は、法第30条第3項の規定により、支援法人が法第30条第2項の規定による命令に違反したとき、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書(様式第5号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

江府町長

法人の住所
法人の名称又は商号
代表者氏名
事務所又は営業所の所在地

特定居住支援法人指定(更新)申請書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成 19 年法律第 52 号。以下「法」という。)第 28 条第 1 項の規定による特定居住支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

1. 定款
2. 登記事項証明書
3. 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
4. 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
5. 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
6. 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
7. これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
8. 法第 29 条各号に規定する業務に関する計画書
9. その他業務に関し参考となる書類

発 第 号
年 月 日

法人の住所
法人の名称又は商号 様

江府町長

特定居住支援法人指定書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成 19 年法律第 52 号)第 28 条第 1 項の規定による特定居住支援法人として指定します。

記

法人の名称又は商号	
法人の住所	
事務所又は営業所の所在地	
業務内容	
指定の期間	
(指定に当たっての要件その他の事項)	

江府町長

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

名称等又は業務変更届出書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成 19 年法律第 52 号)第 28 条第 3 項
又は江府町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により届け
出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地 ☐ 業務内容 ※該当する□に✓印を記入してください。	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

江府町長

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

業務廃止届出書

特定居住支援法人の業務を廃止したので、江府町特定居住支援法人の指定等に関する事務
取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

第 号
年 月 日

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名 様

江府町長

指定取消書

江府町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定により、特定居住支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

江府町長 様

住 所
氏名又は名称

所有者等関連情報提供請求書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 31 条第 2 項の規定に基づき、下記 1 の物件の所有者等関連情報の提供を下記のとおり求めます。

記

1. 物件の所在地又は家屋番号

（土地）

所在地

（建物）

所在地

家屋番号

2. 業務の種類及び内容

業務の種類

法第 29 条第 ____ 号に基づく業務

業務の内容

1. に記載の物件を購入し、コワーキングスペースに改修する意向のある者がおり、所有者等への紹介や相談対応を行う予定である。当該コワーキングスペースは、都市等に生活拠点を持つ二地域居住者などが当該地域に滞在する際の仕事の拠点として整備されるものであり、二地域居住者の増加を通じた当該地域の活性化に資するものである。

3. 所有者等関連情報の提供を求める理由

登記事項証明書を取得したところ、所有権の登記名義人として _____ 及びその住所が記載されていた。そこで、当該住所に宛てて所有者であるか否かを確認する旨の書面の送付を行ったところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた。

そのため、貴町において物件の所有者等として把握されている者の氏名又は名称、住所及び連絡先を取得する必要がある。

4. その他所有者等関連情報の提供について必要な事項

(1) 個人情報の安全管理のための措置の概要

① 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「安全管理措置に関する事項」「質問及び苦情処理の窓口」について

定めた基本方針を策定している。

② 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める取扱規程を策定している。

③ 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業員及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など組織体制の整備を行っている。また、法令、①の基本方針又は②の取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。

④ 人的安全管理措置

年1回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

⑤ 物理的安全管理措置

盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を施錠できる書庫に保管している。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体にあってはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用している。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用している。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用している。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行っている。

⑥ 技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることをユーザーID 及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

(2) 誓約事項

次の3点について誓約します。

① 取得した所有者等関連情報を本業務の実施以外の目的で利用しないこと。

② 取得した所有者等関連情報について、所有者等本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。

③ 本業務を実施しないことになった場合には、取得した所有者等関連情報を適切に廃棄すること。

年 月 日

様

江府町長

所有者等関連情報の提供について

江府町では、人口減少に伴う地域の担い手不足や空き家の増加等の地域課題を解決するため、当該地域に人を呼び込むための取組みとして、二地域居住（主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方）の促進を図ることとしています。

下記 3 に記載する法人は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項に規定する特定居住支援法人として、二地域居住の促進のために当町に指定されており、（業務内容）業務を実施することとしています。

その業務の実施のため、下記 2 の物件について、下記 4 の業務を行うために所有者等を知る必要があるとして、同法第 31 条第 2 項の規定に基づき、所有者等関連情報の提供の求めがありました。つきましては、下記 1 の所有者等関連情報を、下記 3 の者に提供することについて同意いただけるかどうか、年 月 日までに、同封の確認書にて、御回答をお願いいたします。

記

1. 提供の対象となる所有者等関連情報

氏名
住所
連絡先

2. 提供の対象となる物件の所在及び地番又は家屋番号
（土地）

所在地

（建物）

所在地
家屋番号

3. 提供する特定居住支援法人

名称
住所

4. 業務の種類及び内容

業務の種類

法第 29 条第 ____ 号に基づく業務

業務の内容

2 に記載の物件を購入し、コワーキングスペースに改修する意向のある者がおり、所有者等への紹介や相談対応を行う予定である。当該コワーキングスペースは、都市等に生活拠点を持つ二地域居住者などが当該地域に滞在する際の仕事の拠点として整備されるものであり、二地域居住者の増加を通じた当該地域の活性化に資するものである。

【留意事項】

- 同意いただけなかった場合や回答いただけなかった場合、上記 1 の所有者等関連情報が提供されることはありません。
- 上記 3 の者は、上記 1 の情報の提供の請求に当たり、以下の点について誓約しています。
 - ① 取得した所有者等関連情報を本業務の実施の準備以外の目的で利用しないこと。
 - ② 取得した所有者等関連情報について、所有者等本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
 - ③ 本業務を実施しないことになった場合には、取得した所有者等関連情報を適切に廃棄すること。

(法令の抜粋)

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成 19 年法律第 52 号) (特定居住支援法人の指定)

第 28 条

町長村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定居住支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2～4 (略)

(支援法人の業務)

第 29 条

支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定居住者又は特定居住を希望する者に対し、特定居住に関する情報の提供又は相談その他の特定居住に関し必要な援助を行うこと。
- 二 第 22 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する施設の整備を行うこと。
- 三 特定居住の促進に関する調査研究を行うこと。
- 四 特定居住に関する普及啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定居住の促進のために必要な業務を行うこと。

(情報の提供等)

第 31 条

1 (略)

2 町長村長は、支援法人からその業務の遂行のため特定居住促進区域内の住宅若しくは事務所その他の施設又は当該住宅若しくは施設の敷地である土地の所有者又は管理者(以下この項において「所有者等」という。)を知る必要があるとして、当該所有者等に関する情報(以下この条において「所有者等関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3～4 (略)

江府町長 様

回答者

所有者等関連情報の提供についての確認書

年 月 日付けでお尋ねのあった所有者等関連情報を提供することについて、

☐ 同意します。

※下記 1 の所有者等関連情報の一部に提供することに同意しないものがある場合は、当該提供することに同意しない情報が何か分かるよう、以下に記載をお願いします。

下記 1 の所有者等関連情報のうち、提供することに同意しないもの：()

☐ 同意しません。

記

1. 提供される所有者等関連情報

氏名

住所

連絡先

2. 情報提供を受ける者

名称

住所

※囲み内だけご記入ください。

参考様式 4（情報提供書）

年 月 日

氏名又は名称

江府町長

所有者等関連情報提供書

年 月 日付で求めのあった所有者等関連情報について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり提供します。

記

対象物件の所在地又は家屋番号

土地 所在地：

建物 所在地：

所有者等関連情報

氏名又は名称

住所

連絡先

注：土地・建物の所有者が異なる場合や、所有者が複数人いる場合（共有である場合）には、適宜欄を追加するなどして様式を活用

参考様式 5（所有者等関連情報を提供できないことの通知書）

年 月 日

氏名又は名称

江府町長

所有者等関連情報を提供できないことの通知書

年 月 日付で求めのあった下記 1 の所有者等関連情報について、下記 2 の理由により提供することができないため、通知します。

記

1. 所在及び地番又は家屋番号

（土地）

所在地

（建物）

所在地

家屋番号

2. 所有者等関連情報を提供することができない理由

（例 1）所有者等関連情報を提供することについて、本人から同意しない旨の回答があったため。

（例 2）所有者等関連情報を提供することについて、本人の同意を取得しようとしたが、（情報提供同意取得書は本人に届いたが期日までに回答がなかった／情報提供同意取得書が宛先不明で返送されたため本人に届かなかった）ため。

（例 3）実施しようとする業務が特定居住支援法人としての業務に該当せず（特定居住支援法人としての業務のために必要とは言えず）、所有者等関連情報の提供の請求と認められないため。

注：行政不服審査法上の取扱いにも留意すること。

役員一覧

事業者名				
------	--	--	--	--

	役職名	氏名	生年月日	略歴
	住所			
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

参考様式 7(第 2 条第 2 項第 4 項に係る事務分担を記載した書面)

事務分担表

[illegible]